

資格認定等について

一般社団法人ジェンダーバースト・バイオレンス専門支援員養成センターは、「GBV 専門支援員」「GBV 支援員」の資格を認証します（国家資格ではなく民間団体による認証です）。また、資格を取得しない場合も、コース受講修了証を受け取ることができます。

1. 「GBV 専門支援員」資格

相談支援業務の経験を十分に積んでおり、当講座のコースを修了することによって、支援に必要な専門的な知識や技術を持っている人である、ということを確認するものです。

【資格が得られる条件】

- ① 実務経験年数 3年以上 *
(「実務経験」とみなす業務対象は、子ども、女性相談支援（DV 性暴力）業務。ただし医療現場、保健センター等での相談支援も含まれます。)
- ② 当スクール GBV 専門コースの全科目を履修し、単位が取得できている
- ③ 当スクールが定める OJT（実習）の修了（参加、および実習先担当者の合格認定をもって修了とみなす）
- ④ 一般社団法人ジェンダーバースト・バイオレンス専門支援員養成センターによる試験（筆記と面接）に合格すること。完全に全科目と OJT を修了している時に受験できる

* 実務経験についての解説

ジェンダーバースト・バイオレンスにかかわる相談支援業務の経験を意味します。

・業務対象は、子どもや女性相談支援（DV、性暴力など）の業務です。

そこには、医療現場、保健分野での相談支援も含まれる場合があります。民間団体でも公的機関での支援でもどちらも対象となります。

・被害者の方に対面で接し、その方の被害の解決や救出、避難、回復やそこにいたる意思決定の援助にかかわった経験をしてきた方（いわゆる「直接支援」）を想定しており、匿名での電話や SNS、メール相談のみでの相談業務のみの経験では、あてはまりません。

・ジェンダーバースト・バイオレンスとは何の関連もない内容の相談支援業務だけの場合も、対象とみなしません。

・該当するかどうかは、「資格認定委員会」で判断します。

* 資格の期限と更新について

資格の有効期限は、5 年とし、資格更新のための講習会を受けていただいて審査の上、更新とします。（受講料のみ必要）

2. 「GBV 支援員」資格

DV や性暴力等の相談支援の業務に従事するにあたり、基礎的な知識や技術を習得した人であると資格が得られる条件

- ①当スクール GBV 基礎コースの全科目を履修し、単位が取得できている
- ②当スクールが定めるフィールドワーク（実習）の修了（参加、および課題提出）
- ③一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センターによる試験（筆記と面接）に合格すること。

* 資格の期限と更新について

資格の期限は、5年とし、資格更新のための講習会を受けていただいて審査の上、更新とします。（更新手数料は不要、受講料のみ必要）

3. このほかに、「履修修了したことの証明」を発行

GBV 専門コース、GBV 基礎コース、性暴力専門コース、性暴力基礎コース、DV 専門コース、DV 基礎コースの科目を履修し、単位を取得した証明を履修を完了した年度末に受講修了証を発行します。（有効期限なし）

解説：資格認定の手前の「修了」とは

各コースの、すべての科目（注*）を履修し、課題を提出し、単位を取得した状態を指します。コースは、3年間視聴できますが、1年目や2年目で、全科目を修了することも可能です。

*注「すべての科目」には、「GBV 支援員の資格を取るために必要な、「フィールドワーク実習」の単位」は含みません。

（★修了しても、3年目の視聴期間終了日まで、視聴は可能です。）

◆「コース修了」時期について

7月から視聴を始め、11月末で視聴・課題提出を終わった場合でも、1月末に終わった場合でも → 運営事務局による、「単位の認定」が完了するのは、年明けの2月になります。
最も早い人は、8か月後の3月に「受講修了証」を受け取ることができます。

（例）

2026年7月から視聴、課題提出開始 → 2027年1月末までに全科目課題提出
→ 2027年3月にコース受講修了証 発行

2026年7月から視聴、課題提出開始 → 2027年1月末の時点で、まだ取り組んでいない科目がある場合 → 2027年6月から2028年1月末の間に視聴・提出【2028年3月に修了】

または、

3年目にも引き続き視聴・提出して、2028年6月から2029年1月末の間に提出
【2029年3月に修了】

◆「コース修了」に加え、資格認定を目指したい方は

修了した時期から原則1年以内に試験やOJT（専門支援員の場合）の申請をすることができます。試験は、毎年1回以上（5月と、10月など）に実施します。

以下、各コースの全科目（単元）名・単位数の一覧

科目群 1（基礎科目）一般教養(A)

- 101 法を使いこなす
- 102 裁判の仕組み
- 103 法に携わる専門家
- 104 行政機関の役割と組織：警察ほか
- 105 福祉政策と制度・機関Ⅰ
- 106 福祉政策と制度・機関Ⅱ
- 107 国籍（外国人・外国籍とは）
- 108 国と地方自治体の関係・役割

科目群 2（基礎科目）ジェンダー学

- 201 現代社会のジェンダー平等度を考えるⅠ
- 202 現代社会のジェンダー平等度を考えるⅡ
- 203 ジェンダー概念や理論Ⅰ
- 204 ジェンダー概念や理論Ⅱ
- 205 ジェンダーと暴力、男性性
- 206 セクシュアリティ概念や理論
- 207 SOGI 概論

科目群 3（基礎科目）相談支援

- 301 女性支援の意義と支援理念
- 302 相談・支援の基本Ⅰ
- 303 相談・支援の基本Ⅱ
- 304 社会資源の活用Ⅰ
- 305 社会資源の活用Ⅱ
- 306 社会資源の活用Ⅲ
- 307 事例をもとにした相談・支援のあり方Ⅰ
- 308 事例をもとにした相談・支援のあり方Ⅱ
- 309 事例をもとにした相談・支援のあり方Ⅲ

科目群 4（基礎科目）ドメスティック・バイオレンス【問題の理解】

- 401 DVの構造的理解Ⅰ
- 402 DVの構造的理解Ⅱ
- 403 子どもへの暴力と被害の影響

- 404 DVの被害実態
- 405 DV被害者の心理
- 406 DV被害者が抱えるトラウマ
- 407 DV加害者について考える
- 408 加害者処罰と再教育プログラム
- 409 DVと児童虐待

科目群 5（専門科目）ドメスティック・バイオレンス【支援のための知識や技術】

- 501 DV防止法の制定過程と女性支援新法の成立とその意義
- 502 DV防止法の理解
- 503 相談から回復支援まで I：暴力発見
- 504 相談から回復支援まで II：緊急対応から回復支援まで
- 505 DV被害者の司法的支援：離婚手続き（I）
- 506 DV被害者の司法的支援：離婚手続き（II）
- 507 DV被害者の医療的支援：DV被害者の治療・回復
- 508 DV被害者の医療的支援：医療現場でのDVケース対応の実態
- 509 DV被害者の行政手続き支援：安全確保のための行政手続き
- 510 特別な配慮が必要な専門的支援：外国人女性へのDVと母子支援
- 511 特別な配慮が必要な専門的支援：DV被害とPTSD、精神疾患
- 512 特別な配慮が必要な専門的支援：高齢女性、障がいを抱えた女性
- 513 特別な配慮が必要な専門的支援：LGBTQのDV支援
- 514 特別な配慮が必要な専門的支援：若年女性の支援

科目群 6（専門科目）子どもの虐待【問題の理解】

- 601 子どもの虐待概論
- 602 子どもの虐待 制度の見取り図
- 603 子ども虐待被害の影響、回復支援のための視点

科目群 7（専門科目）子ども虐待【支援のための知識や技術】

- 701 子どものための司法面接—協同面接としての運用と課題—
- 702 子どもの虐待予防 防止への支援
- 703 子ども事件の弁護士による支援

科目群 8（基礎科目）性暴力【問題の理解】

- 801 性暴力とは
- 802 ケースで考える性暴力

- 803 どのように性暴力は起きるのか I 被害の構造①
- 804 どのように性暴力は起きるのか II 被害の構造②
- 805 どのように性暴力は起きるのか III 加害者を考える①
- 806 どのように性暴力は起きるのか IV 加害者を考える②
- 807 社会は性暴力をどう扱うのか I 二次被害
- 808 社会は性暴力をどう扱うのか II 変わる世界の性犯罪

科目群 9 (専門科目) 性暴力【支援のための知識や技術】

- 901 性犯罪の支援 (刑事) I 法の規定と手続き
- 902 性犯罪の支援 (刑事) II
- 903 性暴力被害者・医療支援：医療支援 I (病院拠点型ワンストップセンター・産婦人科等)
- 904 性暴力被害者・医療支援：医療支援 II (精神科・心療内科・その他の診療科)
- 905 予期せぬ妊娠とその支援：予期せぬ妊娠に関わる医療と支援
- 906 セクシュアル・ハラスメントとパワー・ハラスメント
- 907 セクシュアル・ハラスメントのケースの支援
- 908 デジタル性被害の支援
- 909 性暴力ワンストップセンター：性暴力被害ワンストップ支援センターの役割
- 910 ケースで考える性暴力支援：I ケースの見立てと支援計画
- 911 ケースで考える性暴力支援：II ケースの見立てと支援計画

科目群 10 (専門科目) 被害者の理解と支援

- 1001 ①被害者の理解、②被害者の心理
- 1002 ③被害者の回復、④支援者としてのあり方

科目群 11 (専門科目) 対策・政策を作る

- 1101 対策・政策を作る I
- 1102 対策・政策を作る II

各コースに配置される科目数

番号		科目群	科目数	GBV専門コース	GBV基礎コース	性暴力専門コース	性暴力基礎コース	DV専門コース	DV基礎コース
1	基礎	一般教養(A)	8	8	8	8	8	8	8
2	基礎	ジェンダー学	7	7	7	7	7	7	7
3	基礎	相談支援	9	9	9	9	9	9	9
4	基礎	ドメスティック・バイオレンス 【問題の理解】	9	9	9			9	9
5	専門	ドメスティック・バイオレンス【支援のための知識や技術】	14	14				14	
6	基礎	児童虐待 【問題の理解】	3	3	3			3	3
7	専門	児童虐待【支援のための知識や技術】	3	3				3	
8	基礎	性暴力【問題の理解】	8	8	8	8	8		
9	専門	性暴力【支援のための知識や技術】	11	11		11			
10	専門	被害者の理解と支援	2	2		2		2	
11	専門	【対策・政策を作る】	2	2					
	基礎			44	44	32	32	36	36
	専門			32		13		19	
	科目総計			76	44	45	32	55	36